

(土石流被害の防止による評価)

事業名		事業箇所		地区名		(区分)	国補
復旧治山(通常)		笛吹市	御坂町	上黒駒	大舟沢右支流(おおふなさわうしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景				妥当 妥当でない			
<p>本計画箇所は、笛吹市八代町奈良原地区に流入する一級河川浅川の上流に位置している。近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>				<p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p>			
②整備目標・効果				<p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p>			
□主要目標				<p>③経済妥当性</p> <p>費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 2.07 > 1.0</p> <p>・便益(B) = 211 百万円 ・費用(C) = 102 百万円</p>			
<p>○土石流被害の防止</p> <p>保全対象 人家12戸 県道100m</p> <p>土砂整備率 (現況) 50% < 70% ※</p> <p>災害実績 無 ※</p> <p>重要公共施設 有 (第二次緊急輸送道路 県道36号笛吹市川三郷線) ※</p>				<p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない</p>			
□副次目標				<p>⑤整備手法の有効性</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p>			
□副次効果				<p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>・切土法面は緑化し、裸地を残さない</p> <p>・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p>			
<p>○飲雑用水の安定供給(笛吹市水道大舟浄水場)</p> <p>○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道36号笛吹市川三郷線)</p>				<p>⑦事業計画の熟度</p> <p>・地元笛吹市より強い要望あり</p>			
				<p><妥当性評価></p> <p>・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断</p>			
(2)整備内容と整備量				(4)事業間優先度評価			
①整備内容				<p>・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I</p>			
②整備期間				(5)総合評価			
③総事業費				<p>○</p>			
④全体計画				<p>・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施</p>			
⑤規整備内容・期間・事業費				【事業位置図等】			
昭和41年度 谷止工1基 7百万円							
平成9年度 谷止工1基 42百万円							
平成10年度 谷止工1基 26百万円							